

次期大津市こども・若者支援計画の策定 (骨子案について)

令和6年9月17日
福祉部子ども未来局子ども・若者政策課

1. 次期計画の位置付け	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
2. こども・若者の意見反映に関する 国の動向と本市の取組について	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
3. 次期計画の骨子案について	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
4. 次期計画のスケジュール	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
5. 現行の子ども・若者支援計画の評価	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11

1 次期計画の位置付け

- ・令和5年4月1日にこども家庭庁が発足し、「こども基本法」が施行された。
- ・法には、国は、こども施策を総合的に推進するためにこども施策に関する基本的な方針等を定める「こども大綱」を策定し（第9条）、地方自治体は、大綱を勘案してこども計画を策定することの努力義務が課せられている（第10条）ことが規定されている。
- ・その他、こども施策を策定、実施、評価するにあたり、対象となるこどもや子育て当事者等の意見を聴取し、反映させるために必要な措置を講じなければならない（第11条）と規定されている。

※「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢を上限とするとは規定していない（第2条）

こども計画の策定は、こども施策に関し、総合的かつ一体的にこども施策を進めていく上で非常に重要であることから、**次期こども・若者支援計画を、こども計画として位置付ける。**また、次期こども・若者支援計画の策定においては、意見を反映させるための取組として、こども向けパブリックコメントなども予定しており、**こども・若者にも理解しやすい計画策定を目指す。**

1 次期計画の位置付け

次期こども・若者支援計画については、こども大綱を踏まえ、「こども計画」として位置付ける。

大津市総合計画

一体的に策定

◆こども計画（こども基本法）

- ◆子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
- ◆次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）
- ◆子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）

内包

- ◆子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律）
- ◆ひとり親家庭自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）
- ◆母子保健を含む成育医療等に関する計画
- ◆新・放課後子ども総合プラン

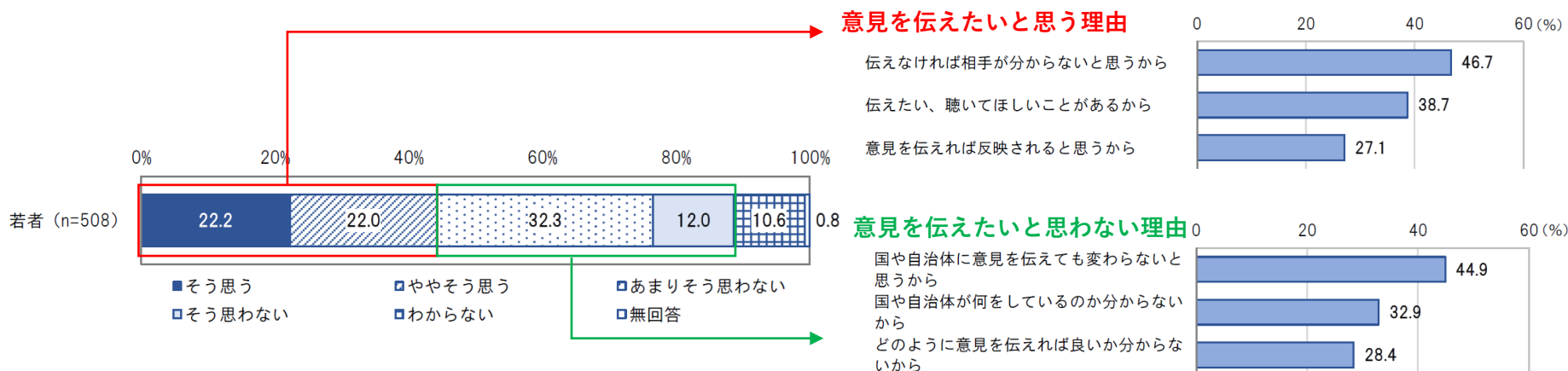
関連計画

- ◇大津市地域福祉計画
- ◇健康おおつ21・大津市食育推進計画
- ◇おおつ障害者プラン
- ◇大津市教育振興基本計画
- ◇大津市男女共同参画推進計画 など

調
和

2 こども・若者の意見反映に関する 国の動向と本市の取組について

- こども基本法第11条において、こども施策の策定・実施・評価に当たっては、**こどもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる**ことが、国及び地方公共団体に義務付けられている。
- こども家庭庁は、地方公共団体においてこども・若者の意見を聴き政策に反映することに理解を深め、実践していく際の留意点や工夫、事例を提供することを目的として、「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を作成した。
- 支援ニーズ調査では、国や大津市に「意見を伝えたいと思う若者」と「意見を伝えたいと思わない若者」の割合は同程度であった。**伝えた意見がどのように反映しているかが見えないことや意見の伝え方が分からないことが、意見を伝えたいと思わない状況を生む原因であると推測される。**



- 本市では、こども基本法を踏まえ、次期計画策定において、こども・若者の意見聴取を多様な手段で行い、策定内容に活かしていくとともに、**次期計画の重点的に取り組む施策のひとつとして位置付ける**ことで、今後も取組を継続していく。

2 こども・若者の意見反映に関する 国の動向と本市の取組について

次期こども・若者支援計画策定にあたっては、以下のようなこども・若者等、当事者の意見を聴取し反映させるための取組を実施。

取組名	趣旨・目的	想定する対象者	実施期間
次期計画案に対するこども・若者向けパブリックコメント	こどもが理解しやすい計画素案（やさしい版）を作成し、パブリックコメントにより意見を聴取・反映する。	小学生・中学生	R6.12 頃 実施予定
LINEを活用した こども・若者意見聴取事業	身近なコミュニケーションツールであるLINEの機能を活用し、こども・若者から意見表明しやすい形式で意見を聴取し、反映する	高校生・大学生等 (おおむね39歳まで)	R6.10～R7.3 予定
こども・若者意見交流会	ファシリテータのもと、こども・若者支援について対面形式で意見を聴取し、反映する	高校生・大学生	R6.9.23
地域の活動からこども・若者の 思いを聴く取組	地域で行われているこども・若者向けの活動から意見等を吸い上げ、施策に反映する	地域活動を実施する関係団体 活動に参加するこども・若者	R6.6～10
声を上げにくいこども・若者の 思いを聴く取組	幼児や課題を抱えるこども・若者の声を聴くために、普段接している支援者等にヒアリングを行い、その思いを聴取し、反映する	幼児または困難を抱えるこども・若者 (不登校、障害、いじめ、ひきこもり等)	R6.6～10

3 次期計画の骨子案について

『めざすおおつの姿』（基本理念）

こども・若者の幸せな未来を築くまち おおつ

『めざすこども・若者の姿』はこども・若者の権利であり、ひとりひとりが大切にされ、それぞれの権利が保障されることで、こども・若者は安心して自分の力を存分に発揮し、主体的に自らの夢や希望に向かって進むことができる。

このことから、こども・若者の権利を保障し、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）でいられるまちを築いていくということを次期計画の基本理念として定める。

3 次期計画の骨子案について

『めざすおおつの姿』 (基本理念)	『めざすこども・若者の姿』	『基本方針』	基本方針に紐づく具体的な事業・取組 ※今後、関係課と調整
こども・若者の 幸せな未来を築くまち おおつ	自由に意見を表すことができる	こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映する仕組みづくり	◆こどもの権利をこどもとおとなが学ぶ機会の確保 ◆社会参画や意見表明の機会の充実 ◆多様な声を施策に反映させる工夫 ◆意見表明に対するフィードバックの確保
	健やかに育つことができる	健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実	◆子育てに希望を持てるような情報の発信 ◆妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援 ◆待機児童対策と質の高い幼児教育・保育の確保 ◆ワーク・ライフ・バランスの推進 ◆犯罪などからこども・若者を守る取組 ◆多様な遊び、体験、活躍できる機会づくり
	ひとりひとりが尊重され、なりたい自分をめざすことができる	多様な機関がつながり、こども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進	◆関係機関の連携による支援体制の強化 ◆支援が必要な人に情報を確実に届け、必要な支援が活用できるサポートの充実 ◆障害児支援、児童虐待防止対策、ヤングケアラーへの支援など、こども・若者の状況に応じた途切れない支援 ◆子育てや教育に関する経済的負担の軽減
	安心して、自分らしくいることができる	こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進	◆多様な居場所（こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性など）づくり ◆既存の地域資源を活かした居場所づくり ◆地域における居場所づくりの担い手支援 ◆こどもの居場所としての学校園の機能充実 ◆つながりやすい居場所づくり

3 次期計画の骨子案について

第1章 計画の策定にあたって

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 計画策定の背景と趣旨 | こども基本法
こども大綱
こどもまんなか社会の実現 |
| 2 計画の位置づけ | こども基本法に基づくこども計画 他 |
| 3 計画の期間 | 令和7年度から令和11年度の5年間 |
| 4 計画の対象 | 0歳～40歳未満のこども・若者 |
| 5 策定体制 | こどもの意見を聴く取組、審議会 他 |

第2章 こども・子育て、若者を取り巻く環境

- 1 現行計画の進捗と評価
評価指標等の達成度
- 2 こども・子育て、若者に関する調査と概況
統計データ及びアンケート調査の結果
- 3 こども・若者の意見を踏まえた課題と今後の方向性の検討
現行計画の進捗状況、調査結果、社会情勢等を踏まえた課題

第3章 基本理念とめざすこども・若者の姿

- 1 基本理念
こども・若者の幸せな未来を築くまち おおつ
- 2 めざすこども・若者の姿
めざす姿1 自由に意見を表すことができる
めざす姿2 健やかに育つことができる
めざす姿3 ひとりひとりが尊重され、なりたい自分をめざすことができる
めざす姿4 安心して、自分らしくいることができる

第4章 施策の展開

基本方針1 こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映する仕組みづくり

- ◆こどもの権利をこどもとおとなが学ぶ機会の確保
- ◆社会参画や意見表明の機会の充実 ◆多様な声を施策に反映させる工夫
- ◆意見表明に対するフィードバックの確保 等

基本方針2 健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実

- ◆子育てに希望を持てるような情報の発信 ◆妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援
- ◆待機児童対策と質の高い幼児教育・保育の確保 ◆ワーク・ライフ・バランスの推進
- ◆犯罪などからこども・若者を守る取組 ◆多様な遊び、体験、活躍できる機会づくり

基本方針3 多様な機関がつながり、 こども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進

- ◆関係機関の連携による支援体制の強化
- ◆支援が必要な人に情報を確実に届け、必要な支援が活用できるサポートの充実
- ◆障害児支援、児童虐待防止対策、ヤングケアラーへの支援など、
こども・若者の状況に応じた切れ目のない支援
- ◆子育てや教育に関する経済的負担の軽減 等

基本方針4 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進

- ◆多様な居場所（こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性など）づくり
- ◆既存の地域資源を活かした居場所づくり ◆地域における居場所づくりの担い手支援
- ◆こどもの居場所としての学校園の機能充実 ◆つながりやすい居場所づくり 等

第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制

- 1 教育・保育に関する提供区域の設定
- 2 教育・保育の提供体制の確保方策
- 3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策
- 4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

第6章 施策の推進

- 1 推進体制
- 2 計画の進捗管理・評価
- 3 こども・若者の意見を施策に反映する取組

巻末資料

審議経過、用語解説 等

4 次期計画のスケジュール

令和 6 年度	社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	大津市議会 教育厚生常任委員会	アンケート パブリックコメント
4 月	第 1 回 次期計画の柱案検討		(令和 5 年度アンケート実施)
5 月			
6 月	第 2 回 骨子案検討		
7 月			
8 月	第 3 回 骨子案、量の見込み検討		
9 月		計画骨子案説明（本日）	
10 月	第 4 回 素案、確保方策		
11 月	第 5 回 パブコメ案	計画パブコメ案説明	
12 月			パブコメ実施 (こども向けパブコメ含む)
1 月			
2 月	第 6 回 最終答申案		
3 月	市長へ答申	計画最終案説明	

5 現行の子ども・若者支援計画の評価

現行計画の施策体系

基本理念

みんながつながり、ともに育ち合うまち 大津 ～子ども・若者の輝ける未来のために～

施策体系

子ども・子育て、若者を取り巻く主な課題	基本目標	基本施策
安心して出産・子育てができる支援の充実について ●妊娠から出産、子どもから若者まで、切れ目のない支援を実施することが重要 ●様々なライフスタイルや多様化するニーズに対応した子育て支援の充実が重要 ●ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、市民への啓発や企業との連携が重要 	安心して子どもを産み、育てることに喜びを感じられる支援の充実	(1) 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実 (2) 子育て相談や子育てに関する情報提供の充実 (3) 子育ての経済的負担の軽減 (4) 男女共同参画社会、ワーク・ライフ・バランスの推進 (5) 多様なニーズに応じた教育・保育サービスの充実
すべての子ども・若者が健やかに育ち、自立できる環境について ●乳幼児期が人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、より一層の質の高い幼児教育・保育の提供が必要 ●子ども・若者が災害や犯罪、事故に巻き込まれることのない、安全で安心して暮らせる環境づくりが重要 ●発達段階に応じた学習や遊び、体験活動など、多様な活動や他者との交流の機会を充実させることが必要	すべての子ども・若者が健やかに育ち、自立できる環境づくり	(1) 質の高い幼児教育・保育の充実 (2) 安心・安全に暮らせる生活環境の整備 (3) 成長、発達にあった学習や活動機会の提供 (4) 子ども・若者が生きる力を育むための教育・機会の充実 (5) 青少年の健全育成の推進
社会全体で子ども・若者の育ちを支える環境について ●地域や子育て家庭同士のつながりを大切にしながら、支え合っていくことが必要 ●行政、家庭、学校園、地域が協働して、地域において交流できる居場所づくりを行うことが必要 	行政・学校園・地域が協働で子ども・若者の育ちを支える社会環境づくり	(1) 地域との連携による多様な活動の充実 (2) 子ども・若者の成長を見守る活動の展開 (3) 子育てを支えるネットワークの充実
困難を抱える子ども・若者に対する支援の充実について ●子ども・若者が健やかに成長できるよう、早期からの適切な家庭支援に努め、つながり続けていくことが重要 ●困難を有する子ども・若者に対し、多分野の関係機関が連携し、切れ目なく支援することが必要 ●支援を必要とする子ども・若者に、必要な情報を届ける取組が必要	支援を必要とする子ども・若者へのきめ細やかな支援の充実	(1) 障害のある子ども・若者への支援の充実 (2) 困難を抱える子ども・若者の社会的自立に向けた継続的な支援の推進 (3) 支援が必要な人に支援情報を届けるための広報の充実
貧困に関する支援の充実について ●困難を抱える世帯への支援を通じ、貧困状態の子どもたちの状況を改善することが重要 ●子どもの生活に影響を及ぼさないよう、世帯に応じた支援が重要 ●貧困問題を通じ、子ども・若者が自己肯定感を損なわないよう、こころのケアが重要 	貧困の状況にある子ども・若者たちへの支援の充実	(1) 子どもの能力と可能性を最大限伸ばすための教育支援 (2) 子ども・若者を社会的孤立に陥らせないための生活支援 (3) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援 (4) 世帯の生活を下支えるための経済的支援
虐待から子どもの命と権利を守る取組の充実について ●こころに傷を抱えた子どもの心身のケアや相談の場の提供を行い、社会的自立まで支える取組が重要 ●児童虐待により子どもが傷つくことがないよう、市民への理解を深め、社会全体で虐待を防止する機運の醸成が必要 ●子育てに悩みや課題を抱えている家庭を早期に把握し、分野を超えて関係機関の連携を行うことが重要 ●増加する相談に対応するため、相談体制の強化・充実、相談員の質の向上が重要	虐待から子ども・若者を守る環境づくり	(1) 子どもの権利擁護 (2) 児童虐待の発生予防、早期発見 (3) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応 (4) 社会的養護施策の推進

大津市がこれからの5年間で重点的に取り組む項目

基本目標

安心して子どもを産み、
育てることに喜びを
感じられる支援の充実

- 妊娠・出産・育児期における親子の健康の確保と相談体制の充実を図ります。
- 企業と連携して、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
- 保護者の多様なニーズに応じた教育・保育サービスを充実させます。

<主な評価指標事業の進捗状況>

- **大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問、乳幼児健診事業、子育て語り合い相談事業**については、コロナ禍の影響を一時的に受けたものの、現時点ではコロナ禍前と同等を維持もしくは上回っている。
- **子育てアプリの運用**については、令和4年度にアプリをフルリニューアルすることで機能及び内容を充実させたところであり、現在、登録者数は1月当たり150人の割合で増加している。
- **男女共同参画推進事業**については、ワーク・ライフ・バランス推進企業登録企業数が目標に対して86.6%の登録数である。
- **ファミリーサポートセンター運営事業**は、会員数は減少傾向であるが、保護者のニーズやこどもの成長に伴うサポートの変化等に対応した、必要な支援が行えるよう援助会員と依頼会員とを適切につないでいく。
- **放課後児童健全育成事業**は、利用者の増加に伴い、民間児童クラブの参入を促進し、目標値としている受入可能人数は当初目標を上回っている。

<アンケート調査の結果>

- 支援ニーズ調査において、若者のこどもを持つことの希望についてみると、**こどものいない若者の半数以上がこどもを持ちたい**と思っているが、**予定しているこどもの人数は平均1.9人と2人を切っている**。
- 未就学児童及び小学校低学年の母親の就労状況は、前回調査と比べて**就労する母親の割合が大きく上昇**しており、**今後も就労を望む母親が多い**。未就学児童保護者がこどもの就学で不安と感じるもののうち、「**放課後の居場所の確保**」は小学生保護者に比べて高い割合である。
- 相談先がない（相談しない）理由では、「**誰に相談していいのかわからないから**」が未就学児童保護者、小学生保護者ともに4割を超えており、あればよいと思う相談先には「**子育てをする上で気軽に相談できる施設**」が最も高い割合を占めている。
- 仕事と子育てを両立するために企業に期待することについて、「**子どもが病気やけがの時に、休暇が取りやすい職場環境をつくる**」「**育児休業制度が取得しやすい職場環境・雰囲気づくりを行う**」等が上位項目となっている。

<次期計画で重点的に取り組む課題>

- ✓ 出生数の減少による少子化が進む中、こどもをもつことを希望している人が将来の子育てに不安を感じることがないようなサポートが必要。
- ✓ 就学前・就学後の保育ニーズの更なる高まりや多様化に対する支援制度の充実と実施体制の確保が必要。
- ✓ 相談窓口や場の周知を徹底することに加え、支援制度の内容が必要な人に確実に届き、活用してもらうための情報発信が必要。
- ✓ 子育てと仕事の両立支援について、企業に対する啓発や理解を促進するとともに、社会の機運醸成を図ることが必要。

基本目標 2 すべての子ども・若者が 健やかに育ち、自立できる 環境づくり

- 幼児教育・保育の質を向上させます。
- 地域と連携して、交通安全、防犯、防災教育の推進や生活環境の整備を図ります。
- 子ども・若者の生きる力と豊かな人間性を育む機会を充実させます。

<主な評価指標事業の進捗状況>

- **保幼小中連携推進事業**については、目標である延べ500回の開催を上回る実施回数で推移している。
- **教育・保育の提供体制の確保**については、令和6年度に待機児童が184人と急増したことから、ニーズに応じた確保方策が急務である。
- **幼保共通カリキュラム保育実践事業**については、令和5年度に幼保共通カリキュラムを改定したほか、幼保合同研修会を年間3回実施した。
- **大津市青少年育成市民のつどい・中学生広場**については、中学生の参加数延べ700人を目標としていたが、目標を上回る参加者数で推移している。
- **食育推進事業**は、妊娠、出産時などの機会に啓発に取り組んでいるが、目標としている4か月児の母親の朝食欠食率が上昇傾向にある。
- **青少年の地域ふれあい体験活動、地域あいさつ運動、見守り活動**など各学区の青少年育成学区民会議活動への参加者数は、コロナ禍前の水準に戻っている。

<アンケート調査の結果>

- 支援ニーズ調査において、0歳で4割弱、1歳で6割超、2歳で7割超が定期的に保育所等を利用しており、前回調査と比べて**3歳未満の施設利用割合が大きく増加**している。母親の半数以上が育児休業から1年以内に復帰しており、予定より早期に復帰した理由として、「**希望する保育園に子どもを入れるため**」が最も多い。また、未就学児童保護者において、父母がフルタイム勤務である家庭が前回調査から大幅に増加しており、将来的な就労希望も高い。
- 利用施設を選択するときに重視することとして、「**安全・危機管理が徹底されている**」と回答した割合は半数以上。また、「**子どもの安心・安全を確保するための活動や環境**」の市民の重要度と満足度は、いずれの世代も平均よりも高く、重点的に維持することが求められている。
- 「**子どもが参加しやすい多様な体験機会**」に関する市民の重要度は平均より低く、満足度は高いことから、維持していくことが求められている。

<次期計画で重点的に取り組む課題>

- ✓ 保育施設利用の低年齢化、長時間化の将来的なニーズを踏まえ、適切な確保方策が必要。
- ✓ 地域による見守りを活かしながら、こどもや若者が事故や犯罪に巻き込まれることを未然に防止する取組を推進していくことが必要。
- ✓ こどもや若者の生きる力と豊かな人間性を育むためにも、今後も多様な遊びや体験、活動の機会を維持していくことが必要。

- 地域との協働による多様な学習機会や体験活動を充実させます。
- 子ども・若者を包括的に支援するネットワークを充実させます。

<主な評価指標事業の進捗状況>

- **大津っ子まつり、こどもフェスタ、親子、家族の交流・学習・体験事業**については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け縮小や中止等を余儀なくされたが、令和4年度以降、参加者数は回復傾向である。
- **大津っ子子育て応援隊養成事業**については、大津っ子子育て応援隊として子育て総合支援センター内での家族の見守り等をしていただく市民ボランティアの登録者数が減少傾向である。
- **家庭・地域教育推進事業**については、親意識の高揚を目指し実施する家庭教育を支援するための事業に対する補助事業の実施回数が増えている。
- **地域子育て支援拠点事業**は、コロナ禍の影響を受けたものの、目標値である利用者数については、令和5年から児童館を新たに支援拠点として位置づけ、拠点数を増やしたことで増加した。

<アンケート調査の結果>

- 支援ニーズ調査において、**地域子育て支援拠点施設の利用状況**は、0歳で約半数、1、2歳では4割未満の利用率となっている。保育所等を利用していない0、1歳の保護者の今後の利用意向についてみると、「利用していないが、今後利用したい」が3割近く、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が3割超となっており、**今後の利用増加**が見込まれる。
- 近所づきあいの程度をみると、未就学児童保護者・小学生保護者ともに、「暮らしの面でさまざまな助け合いをしている」や「困りごとや悩みごとを相談し合っている」が低くなっている状況がみられる。また、地域のこどもたちに関わる活動や保護者同士の交流への参加状況では、小学生保護者に比べて**未就学児童保護者の参加が少ない**。
- **地域でこどもを持つ保護者同士で情報交換**をしている未就学児童保護者の割合は4割程度となっている。

<次期計画で重点的に取り組む課題>

- ✓ 地域の人材と連携し、こども・若者、保護者に対する多様な活動・支援の充実に努めることが必要。
- ✓ 近所付き合いが希薄化し、孤独・孤立化しやすい状況を踏まえ、地域の子育て支援拠点が中心となった支援のネットワーク形成が必要。

- 特別な支援が必要な子ども・若者の健全な発達、身近な地域での生活の充実を支援します。
- 困難を抱える若者の社会参加や自主的な活動を関係機関と連携して支援します。
- 支援が必要な人に情報が届き、支援機関につながるよう広報・周知の充実に努めます。

<主な評価指標事業の進捗状況>

- **障害児保育事業**については、市立保育園、民間保育園・認定こども園ともに、受入率は上昇しているが、公立と民間の受入率の差は広がっている傾向にある。
- **特別支援教育相談事業**では、市内の小学校、中学校を相談員、臨床心理士が訪問する巡回相談等を実施しており、巡回相談では目標を超える延べ3,471人の相談対応を行った。
- **子ども・若者総合相談窓口事業**は、ひきこもりやニート等の困難を有する子ども・若者や、その家族を対象とした相談窓口であり、相談対応は目標を超える年間延べ1,909件となっている。
- **教育支援事業**は、不登校（傾向）の状況にある児童について、学校の巡回訪問をはじめ、保護者や児童との面談などを実施しており、観察相談数は増加傾向にある。

<アンケート調査の結果>

- 支援ニーズ調査において“**障害のある子ども・若者への支援**”の市民の重要度と満足度は、未就学児童保護者、小学生保護者、若者のいずれの世代も重要度は平均値よりも高いが、満足度は平均値よりも低く、重点改善項目である。
- 相談窓口や支援の情報について、若者の46.7%が「**届いていると思わない**」と回答しており、特に、困難に直面した経験がある若者はその割合がさらに高い。また、若者の42.9%が「**わからない**」と回答していることから、支援を必要とする子ども・若者に対し、必要な情報がそれぞれの手に届いていない現状がある。
- 若者が困難を乗り越えるために必要な支援は、「家族や友人、知人への相談」の割合が一番高く、続いて、「**困難とは関係のない仲間、居場所での時間**」となっており、金銭的な支援や相談窓口での支援よりも高い割合であることから、若者は安心して過ごせる居場所が必要と感じている傾向がある。

<次期計画で重点的に取り組む課題>

- ✓ 特別な支援が必要な子ども・若者の支援については個々の特性に応じた支援が必要であり、切れ目のない支援となるよう関係機関の連携が重要。
- ✓ 相談窓口や支援の情報について、当事者である子ども・若者の手に届くよう周知方法の検討や、相談にくることが難しい人へ情報を届けに行く仕組みづくりが必要。
- ✓ 困難を抱える子ども・若者が、まずは安心して過ごせるよう、子ども・若者の視点にたった多様な居場所づくりを推進することが必要。

- 幼児期から高等教育まで切れ目なく教育費の負担軽減を図ります。
- 自立的で安定した生活基盤を確保するために、保護者に対する就労支援を充実させます。
- 各種給付・貸付制度やひとり親家庭に対する養育費確保のための取組を行います。

＜主な評価指標事業の進捗状況＞

- **生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業**について、寺子屋プロジェクト（生活困窮や生活保護受給世帯のこども等に対する、長期休暇中の学習支援、居場所づくりを行う事業）の実施学区数は全学区の7割以上まで増えてきている。
- **生活困窮者自立相談支援事業**は、自立支援プランの作成件数を目標としているが、令和2年度から令和5年度までは目標以上の件数で推移している
- **母子家庭等就業・自立支援センター事業**は、ひとり親家庭等の就業率、正規職員の割合は目標付近を横ばいで推移しているが、雇用条件の向上件数は目標値の50件に達していない。
- **児童扶養手当支給事業**は、児童数やひとり親家庭の世帯数減少に伴い減少傾向にあるが、対象となる方に確実に制度を利用してもらえるよう周知に努めている。

＜アンケート調査の結果＞

- 生活実態調査において、現在必要としていること、重要だと思う支援については、教育費の補助や無償の学習支援等、**教育費に対する経済的支援を必要としている割合が高い**。特に、教育費の補助は前回調査よりも高まっている。
- 就労支援、資格取得支援事業やひとり親家庭等日常生活支援事業（支援を希望する人が必要な時に家庭生活支援員を派遣する事業）等について、**相対的に所得が低い層では、事業の認知度が低く**なっており、活用できる支援事業の情報が届いていない現状が考えられる。また、自由記載においても、**わかりやすい情報提供、積極的な案内を求める声**があった。
- 求職活動中に支障となったことについて、「**就業時間が合わなかった**」が最も多く**3割を超えており、続いて「小さな子どもがいることを問題にされた」や「求職中の育児の支援がなかった**」などが上位項目となっている。

＜次期計画で重点的に取り組む課題＞

- ✓ 保護者の所得など、家庭の状況によるこどもの学力への影響といった教育における格差をなくすため、学習支援や進学支援が必要。
- ✓ 子育て当事者の安定的な経済基盤を確保するため、財政支援に加えて保護者の状況に合わせた就労支援が必要。

- 人権教育、相談活動等を実施し、子どもの権利擁護の推進を図ります。
- 関係機関との連携により虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図ります。
- 相談窓口の環境整備を図り、職員の資質向上に取り組みます。

＜主な評価指標事業の進捗状況＞

- **CAP（子どもへの暴力防止プログラム）事業**は、実施している校園は増加傾向にあるが、小学校での実施が1校にとどまっているなど目標には達していない。
- **要保護児童対策地域協議会の機能強化**について、定例の代表者会議、実務者会議を通じて連携を図っており、個別ケース検討会議は必要に応じて随時開催されている。
- **養育支援訪問事業**は、家庭内での育児や困り事を抱える家庭に対する支援として、相談や家事・育児の支援を実施しており、年間1,500件以上利用されている。

＜アンケート調査の結果＞

- 支援ニーズ調査において、“**児童虐待を防止するための対策や啓発**”の市民の重要度と満足度は、未就学児童保護者、小学生保護者、若者のいずれの世代でも重要度が高く、満足度は低いことから重点改善項目となっている。
- 生活実態調査において、こどもが担う家族の世話を詳細にみると、ほぼ毎日3時間以上の世話をしているこどもは小学5年生で8.2%、中学2年生で6.3%であった。また、時間的な制約が大きくなるほど、学校での勉強や日常生活に支障が出ている傾向が表れている。
- 家族の世話を担っているこどもの6割以上は、「相談するほど困っていない」と回答しているものの、「相談しても何も変わらない」「誰に相談していいかわからない」といった相談に対する無力感を抱いている傾向もみられる。また、話をしたり相談したい方法については、「直接会って」と回答した割合が一番高く、対面での相談が必要とされている傾向にある。

＜次期計画で重点的に取り組む課題＞

- ✓ 虐待の未然防止につながるよう、こども・保護者をはじめ、教職員等に対するこどもの権利や、虐待等に関する学びの機会の拡充が必要。
- ✓ 困難を抱えるこども・若者や子育てに対する不安などを抱える家族の声をできる限り早期にキャッチし、切れ目なく支援につなげるための体制づくりが必要。
- ✓ こども・若者が困難に直面した時に誰かに話ができるよう、安心安全な居場所や、直接会って相談できる体制づくりが必要。

大津市子ども・若者支援計画
 評価指標事業進捗管理表

基本目標 1
 安心して子どもを産み、育てることに喜びを感じられる支援の充実

No.	事業名	事業概要	目標（令和6年度）	令和2年度 達成度	令和3年度 達成度	令和4年度 達成度	令和5年度 達成度
1-1	大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	新生児訪問と乳児家庭全戸訪問を合わせ、「大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問」として生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問します。新生児訪問では依頼書（母子健康手帳に添付）をもとに助産師、保健師等が家庭を訪問し、乳児家庭全戸訪問では新生児訪問を受けていない家庭を保育士と民生委員児童委員が2人1組で訪問し、育児相談や子育て支援に関する情報提供を行います。	訪問率： <u>100.0%</u>	【子育て総合支援センター】 訪問率： <u>90.19%</u> 【健康推進課】 訪問率： <u>76.7%</u> (新生児訪問分のみ)	【子育て総合支援センター】 訪問率： <u>94.31%</u> 【健康推進課】 訪問率： <u>84.8%</u> (新生児訪問分のみ)	【子育て総合支援センター】 訪問率： <u>95.71%</u> 【健康推進課】 訪問率： <u>83.4%</u> (新生児訪問分のみ)	【子育て総合支援センター】 訪問率： <u>97.86%</u> 【母子保健課】 訪問率： <u>92.2%</u> (新生児訪問分のみ)
1-2	乳幼児健診事業	乳幼児の心身の健康の保持増進と、健やかな成長発達を支援するために、健診の実施と保護者に対し育児への相談、助言を行います。	4か月児健診： <u>100.0%</u> 10か月児健診： <u>100.0%</u> 1歳9か月児健診・2歳6か月児健診・3歳6か月児健診： <u>100.0%</u>	4か月児健診： <u>95.6%</u> 10か月児健診： <u>90.2%</u> 1歳9か月児健診： <u>81.9%</u> 2歳6か月児健診： <u>94.0%</u> 3歳6か月児健診： <u>73.9%</u>	4か月児健診： <u>98.3%</u> 10か月児健診： <u>89.4%</u> 1歳9か月児健診： <u>89.2%</u> 2歳6か月児健診： <u>87.6%</u> 3歳6か月児健診： <u>88.3%</u>	4か月児健診： <u>98.5%</u> 10か月児健診： <u>93.2%</u> 1歳9か月児健診： <u>85.5%</u> 2歳6か月児健診： <u>81.3%</u> 3歳6か月児健診： <u>89.6%</u>	4か月児健診： <u>96.4%</u> 10か月児健診： <u>99.1%</u> 1歳9か月児健診： <u>93.8%</u> 2歳6か月児健診： <u>90.8%</u> 3歳6か月児健診： <u>92.0%</u>
1-3	子育て語り合い相談事業	電話や来所で寄せられる子育て中の家族の相談に対応します。保護者同士の語り合いの場を提供します。（あかちゃんとおそぼう・ベビーふれあいタイム）乳幼児期の健康や生活習慣について語り合う場を提供します。（プチ保健講座）	・子育て相談 火～日曜日9：00～17：00 （来所・電話・メール等随時受付、休館日は除く） 子育て相談日 <u>毎月4日15組/日</u> （来所・予約のみ、 <u>計48日180組</u> ） 巡回子育て相談日 地域のつどいの広場6か所 <u>各年2回（計12回）</u> ・あかちゃんとおそぼう （ <u>毎月3回/年間36回</u> ） ・プチ保健講座 <u>毎月1回</u>	子育て相談日 <u>毎月4日15組/日</u> （ <u>計36日135組</u> ） ※4・5・6月対面相談中止 巡回子育て相談日 <u>各年1回（計6回）</u> ※前半期中止 あかちゃんとおそぼう （ <u>毎月3回/年間27回</u> ） ※7月より再開 プチ保健講座 <u>毎月0回</u> 情報提供	子育て相談日 <u>毎月4日15組/日</u> （ <u>計48日180組</u> ） 巡回子育て相談日 <u>各年2回（計12回）</u> あかちゃんとおそぼう （ <u>年間25回実施/年間34回計画</u> ） ※プチ保健講座 毎日のベビーふれあいタイムに情報発信 情報提供	子育て相談日 <u>毎月4日15組/日</u> （ <u>計48日180組</u> ） 巡回子育て相談日 <u>各年2回（計12回）</u> あかちゃんとおそぼう （ <u>毎月3回/年間36回</u> ） ※プチ保健講座 毎日のベビーふれあいタイムに情報発信 情報提供	子育て相談日 <u>毎月4日15組/日</u> （ <u>計48日180組</u> ） 巡回子育て相談日 <u>各年2回（計12回）</u> あかちゃんとおそぼう （ <u>毎月3回/年間36回</u> ） ※プチ保健講座 毎日のベビーふれあいタイムに情報発信 情報提供
1-4	子育てアプリの運用	現在、様々な媒体で提供している子育てに関する情報をアプリケーションで一元的に配信することにより、子育て世代の情報提供を強化し、市民の情報把握の利便性を図ります。	ダウンロード数 <u>9,000件</u> →登録者数 <u>5,700名</u> （R5～）	ダウンロード数 <u>7,085件</u>	ダウンロード数 <u>7,737件</u>	ダウンロード数 <u>8,506件</u>	登録者数 <u>4,335名</u> （令和6年3月末時点）
1-5	就学援助費事業	経済的な理由で就学困難な小・中学生の保護者に対して、学用品費、学校給食費等の援助を行います。	学校園を通じての新年度の就学援助制度の周知状況 <u>100%</u>	学校園を通じての新年度の就学援助制度の周知状況 <u>100%</u>	学校園を通じての新年度の就学援助制度の周知状況 <u>100%</u>	学校園を通じての新年度の就学援助制度の周知状況 <u>100%</u>	学校園を通じての新年度の就学援助制度の周知状況 <u>100%</u>
1-6	男女共同参画推進事業	大津市の男女共同参画推進計画に基づき、一人ひとりが性別に関係なく、互いに認め合う男女共同参画社会の早期実現を目指します。市民フォーラムの開催等に取り組み、男女共同参画意識のより一層の高揚を図ります。また、女性活躍推進計画に基づく事業を推進します。	審議会、委員会等の女性委員の登用率 <u>40.0%</u> 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定企業数 <u>37社</u> →市内ワーク・ライフ・バランス推進企業登録企業数 <u>134社</u> （R4～）	審議会、委員会等の女性委員の登用率 <u>36.6%</u> 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定企業数 <u>14社</u>	審議会、委員会等の女性委員の登用率 <u>35.2%</u> 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定企業数 <u>16社</u>	審議会、委員会等の女性委員の登用率 <u>36.8%</u> 市内ワーク・ライフ・バランス推進企業登録企業数 <u>114社</u>	審議会、委員会等の女性委員の登用率 <u>36.0%</u> 市内ワーク・ライフ・バランス推進企業登録企業数 <u>116社</u>
1-7	ファミリーサポートセンター運営事業	ファミリーサポートセンターは、仕事と育児の両立支援及び地域での子育て支援を目的とし、育児の援助を受けたい人と援助ができる人とで構成する会員組織で、アドバイザーが会員間のニーズ調整を行い、援助活動を実施します。	会員数合計： <u>2,900人</u> 活動件数： <u>5,650件</u>	会員数合計： <u>2,180人</u> 活動件数： <u>3,626件</u>	会員数合計： <u>2,084人</u> 活動件数： <u>3,770件</u>	会員数合計： <u>2,156人</u> 活動件数： <u>2,376件</u>	会員数合計： <u>2,074人</u> 活動件数： <u>3,069件</u>
1-8	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に適切な遊び及び生活の場を与え、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。また、小学校との一体的な整備、放課後子供教室実施の検討なども合わせて行います。	利用者受入可能人数（施設の生活面積を1.65㎡で除した数） <u>4,740人</u>	利用者受入可能人数（施設の生活面積を1.65㎡で除した数） <u>4,910人</u>	利用者受入可能人数（施設の生活面積を1.65㎡で除した数） <u>4,987人</u>	利用者受入可能人数（施設の生活面積を1.65㎡で除した数） <u>5,164人</u>	利用者受入可能人数（施設の生活面積を1.65㎡で除した数） <u>5,414人</u>

大津市子ども・若者支援計画
 評価指標事業進捗管理表

基本目標 2
 すべての子ども・若者が健やかに育ち、自立できる環境づくり

No.	事業名	事業概要	目標（令和6年度）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				達成度	達成度	達成度	達成度
2-1	保幼小中連携推進事業	保育園・幼稚園・小学校・中学校が連携する中で、幼児児童生徒及び教職員の交流を深め、学校園間の相互理解や円滑な接続等一貫的な教育・保育を推進します。	全園で年間延べ 500回 の開催	【幼保支援課】 延べ 560回 の開催 【学校教育課】 延べ 295回 の開催 ※新型コロナ対応の影響により一部中止	【幼保支援課】 延べ 486回 の開催 【学校教育課】 延べ 288回 の開催 ※新型コロナ対応の影響により一部中止	【幼保支援課】 延べ 577 回 の開催 【学校教育課】 延べ 260回 の開催 ※新型コロナ対応の影響により一部中止	【幼保支援課】 延べ 694回 の開催 【学校教育課】 延べ 322回 の開催
2-2	教育・保育の提供体制の確保	各認定区分毎、提供区域毎の待機児童対策や様々なニーズに対応するため、幼稚園・保育園、認定こども園、地域型保育事業により、必要な定員数の確保を行います。また、認定こども園への移行や開設については、事業者の意向や量の見込みと確保方策の状況を考慮しながら進めます。 1 号認定：幼稚園・認定こども園 2 号認定：保育園・認定こども園 3 号認定：保育園・認定こども園・地域型保育事業	幼児教育・保育の質の向上に向けた保育人材の確保や資質向上と合わせ、 待機児童を発生させない 。	令和2年4月1日時点 4人	令和3年4月1日時点 1人	令和4年4月1日時点 4人	令和5年4月1日時点 6人
2-3	幼保共通カリキュラム保育実践事業	幼稚園や保育園など、どの未就学施設に通う場合であっても、大津市の子どもにとって質の高い教育と保育が保障されるよう、子どもの発達に即し、目指すべき保育のねらいと内容を順序だてて策定した「大津市幼児教育・保育共通カリキュラム」を踏まえた教育・保育の実践を行い、さらなる質の向上を図ります。	年6回公開保育 を実施	年3回保育研究会 を実施 （コロナ感染症対策として公開保育は実施せず）	13園が園内研修講師派遣公開研究会 を実施	園内研修講師派遣公開研究会を実施（各園で合計13回） 新幼保共通カリキュラム作成会議の開催（年間4回） 幼保合同研修会の開催（年間1回）	園内研修講師派遣公開研究会を実施（各園で合計10回） 新幼保共通カリキュラム作成会議の開催（年間4回） 幼保合同研修会の開催（年間3回）
2-4	交通安全カンガルー教室の実施	大津市内の保育園及び幼稚園等で交通安全教室を実施し、幼児やその保護者に交通安全の啓発を行うことにより、交通安全意識や交通モラルの向上を図ります。	実施率 100% ※希望のあった全園（93園、1児児館）に対して、交通安全カンガルー教室を実施。 ※1園でも多く園が希望するよう、一層事業の充実を図っていく。	実施率 100% ※新型コロナウイルスの影響により開催を見送った園があるものの、希望のあった園に対して、交通安全カンガルー教室を実施。	実施率 100% ※新型コロナウイルスの影響により開催を見送った園があるものの、希望のあった園に対して、交通安全カンガルー教室を実施。	実施率 100% ※新型コロナウイルスの影響により開催を見送った園があるものの、希望のあった園に対して、交通安全カンガルー教室を実施。	実施率 100%
2-5	保育園・幼稚園等での防災・防犯体制の推進	危機管理マニュアルに基づく防災・防犯対策の強化・推進を図ります。	継続した各園の避難訓練の毎月実施： （年間各園 12回 実施） 危機管理マニュアルの改訂（令和2年度中）	各園の避難訓練の実施： （年間各園 1.2回以上 実施） 危機管理マニュアルの改訂完了	各園の避難訓練の実施： （年間各園 1.2回以上 実施）	各園の避難訓練の実施： （年間各園 1.2回以上 実施）	各園の避難訓練の実施： （年間各園 1.2回以上 実施）
2-6	大津市青少年育成市民のつどい・中学生広場	中学生が各自の思いや考えを発表し、主体的に社会と関わる機会を提供します。中学生が主張を正しく伝える力等を身につけると、さらに、家庭・学校・地域の人たちが中学生に対する理解や共感を深めることを目的に意見発表会、意見交流会を実施します。また同時に、青少年健全育成について、市民の理解を深める場とします。	中学生参加延べ人数 700名	中学生参加延べ人数 421名 （発表・意見交流会中止）	中学生参加延べ人数 738名 （作品応募数＋意見発表者数）	中学生参加延べ人数 1,543名	中学生参加延べ人数 1,297名
2-7	自然体験学習	自然の中での集団宿泊生活を通して、子どもたちが自然の偉大さや、神秘さを体験し、豊かな情操を育むとともに、明るくたくましい生き方を学び、よりよい人間関係ができることを目指します。（主な取組）ふるさと体験学習、森林環境学習「やまのこ」事業、自然の家ボランティア養成セミナー、葛川自然学校、ファミリーキャンプ等	今後活動プログラムの見直しや改善をしていき、より充実したプログラムの作成に尽力する。また社会教育施設として役割を活かし、小中学校と連携しながら各学校の「目指す児童・生徒の姿」の実現に、野外教育と宿泊体験学習を通してサポートしていく。	・ふるさと体験学習・森林環境学習「やまのこ」事業 大津市内全小学校4年生が日帰りで実施。参加者数 3,114名 ・主催事業はすべて日帰りを実施。参加者数 のべ 236名	すべて日帰りで実施 ・ふるさと体験学習 市内全中学1年生 3,113名 ・森林環境学習やまのこ事業 市内全小学4年生 3,057名 ・主催事業 のべ 233名	すべて日帰りで実施 ・ふるさと体験学習 市内全中学1年生 2,933名 ・森林環境学習やまのこ事業 市内全小学4年生 3,139名 ・主催事業 のべ 268名	1泊2日または日帰りで実施 ・ふるさと体験学習 市内全中学1年生 2,871名 ・森林環境学習やまのこ事業 市内全小学4年生 3,178名 ・主催事業 のべ 265名
2-8	食育推進事業 食育啓発・教室・相談・支援事業	母親への取組として、母子健康手帳の交付時や出産時等に食育啓発チラシを配布します。また、子どもへの取組として、健診、離乳食教室等の各事業を通じて、食育学習や食育教育を実施します。また、市民への取組として、健康フェスティバルにおいて「食育コーナー」を設置し、また、各すこやか相談所において、食育に関する健康教育を行います。さらに、今後母親の朝食欠食率を減少させるために、新生児訪問事業や全戸訪問事業でも啓発を行います。	4か月児の母親の朝食欠食率 3.0%	4か月児の母親の朝食欠食率 8.9%	4か月児の母親の朝食欠食率 9.2%	4か月児の母親の朝食欠食率 11.2%	4か月児の母親の朝食欠食率 13.2%
2-9	学生就職フェア・お若者就職面接会	新規学校卒業者をめぐる就職環境は改善していますが、将来の働き手である若者の市内定住・就職の促進と市内企業の発展と優秀な人材確保を目的として「お若者・学生就職フェア」を開催します。正社員として就職時期を逸した非正規雇用や仕事を持たない求職者を正規雇用につなげるため、事業所とのマッチングの場を提供します（求職者の年齢不問、年複数回開催）。	就職面接会採用者数 年間 20人	就職面接会採用者数 年間 7人	就職面接会採用者数 年間 7人	就職面接会採用者数 年間 0人	就職面接会採用者数 年間 0人
2-10	【再掲】青少年の地域ふれあい体験活動、地域あいさつ運動、見守り活動	大津市青少年育成市民会議を構成する、小学校区毎の青少年育成学区民会議（36団体）にて、それぞれの地域の特性に合わせたふれあい体験活動を展開します。（学区民のつどい、七夕まつり、アート教室等）、また、児童・学生らの登下校時にあいさつ運動・見守り活動を展開します。	青少年育成学区民会議活動への参加者数 71,300人	青少年育成学区民会議活動への参加者数 27,052人	青少年育成学区民会議活動への参加者数 34,712人	青少年育成学区民会議活動への参加人数 52,154人	青少年育成学区民会議活動への参加人数 71,108人
2-11	【再掲】学校支援アドバイザー派遣事業	平成26年度より開始した事業であり、生徒指導上の課題の大きいまたは困難性が予想される市内小中学校に派遣し、児童生徒への直接支援または学校に課題解決へ向けたアドバイスを行います。	270回 訪問	訪問校数：小学校37校 中学校18校 訪問回数：小学校143回 中学校135回 計278回	訪問校数：小学校37校 中学校18校 訪問回数：小学校126回 中学校118回 計244回	訪問校数：小学校37校 中学校18校 訪問回数：小学校173回 中学校 68回 計241回	訪問校数：小学校37校 中学校18校 訪問回数：小学校127回 中学校 85回 計212回
2-12	街頭補導活動事業	非行の発生を未然に防止するため、少年センターの職員（指導員）をはじめとして少年補導（委）員が、繁華街や大型量販店内のゲームコーナー、アミューズメント施設、コンビニエンスストア、駅周辺等を巡回し、20歳未満の青少年に対して、「愛の呼びかけ」や「補導」を行います。	830回 実施	838回 実施 大津：486回 堅田：352回	606回 実施 大津：391回 堅田：215回	575回 実施 大津：390回 堅田：185回	606回 実施 大津：452回 堅田：154回

大津市子ども・若者支援計画
 評価指標事業進捗管理表

基本目標3
 行政・学校園・地域が協働で子ども・若者の育ちを支える社会環境づくり

No.	事業名	事業概要	目標（令和6年度）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				達成度	達成度	達成度	達成度
3-1	大津っ子まつり	美しい自然と歴史と文化のまち大津に暮らすすべての人々が、世代を超えて交流し、その中で未来を担う子どもたちが夢を持って、健康でこころ豊かに育っていくことを願い、大津っ子まつりを開催します。参加団体が、昔遊びやおもちゃづくり等、趣向を凝らした事業を行うことにより、子どもたちが人と人との交流や体験する場を提供します。	大津っ子まつりへの参加者数 <u>28,000人</u>	大津っ子まつりへの参加者数 <u>— 人（中止）</u>	大津っ子まつりへの参加者数 <u>— 人（開催中止）</u>	大津っ子まつりへの参加者数 <u>665人（規模縮小）</u>	大津っ子まつりへの参加者数 <u>18,000人</u>
3-2	【再掲】こどもフェスタ	季節感を取り入れた「あそびのコーナー」や食育の発信として「食のコーナー」、昔ながらの伝承遊び等、毎回、工夫を凝らしたテーマ企画で春・夏・秋・冬の年4回開催します。子育て家族が出会い、交流を図るとともに、子どもの育ちや発達、子どもへの関わりなどにも関心を持てるようにします。	参加者数 <u>年間4,400名</u> （各回1,100名×4回）	参加者数 <u>年間1,157名</u> （14日間） ※新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、従来の取組みを縮小し「お楽しみ会」として内容変更実施	参加者数 <u>年間694名</u> （14日間） ※新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、従来の取組みを縮小し「お楽しみ会」として内容変更実施	参加者数 <u>年間1,551名</u> （17日間） ※新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、従来の取組みを縮小し「お楽しみ会」として内容変更実施	参加者数 <u>年間1,660名</u> （5日間） ※新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、「はる」「なつ」については、従来の取組みを縮小し「お楽しみ会」として内容変更実施
3-3	親子、家族の交流・学習・体験事業	自然や文化に触れるあそびの体験等、親子家族が交流・体験できる講座や催しを開催します。	参加者数 <u>2,200名</u>	参加者数 <u>1,039名</u> ※「家族もぐもぐクッキング講座」中止 7月より再開：「地域であそぼう」「あかちゃんとおそぼう」 8月より再開：「離乳食教室」 9月より再開：「リフレッシュ講座」	参加者数 <u>1,040名</u> ※「家族もぐもぐクッキング講座」中止 ※感染状況を考慮し、事業を中止または、人数制限を行った。	参加者数 <u>1,592名</u> 離乳食教室24回／242名 ※「家族もぐもぐクッキング講座」中止 リフレッシュ講座 12回／246名 あかちゃんとおそぼう 36回／504名 地域であそぼう 44回／584人 あかちゃんとおでかけ 2回／16名 ※3月より開始	参加者数 <u>1,794名</u> 離乳食教室27回／299名 ※「家族もぐもぐクッキング講座」4回／26名 リフレッシュ講座 12回／238名 あかちゃんとおそぼう 36回／504名 地域であそぼう 28回／370名 あかちゃんとおでかけ24回／357名
3-4	大津っ子子育て応援隊養成事業	「大津っ子子育て応援隊」を公募し、全6回の養成講座を実施します。当センター内での家族の見守りや地域で開催する事業に参画する市民ボランティアを養成します。また、登録済の方に対してはスキルアップ講座を実施し、資質向上を図ります。	登録者数 <u>75名</u>	登録者数 <u>59名</u>	登録者数 <u>56名</u>	登録者数 <u>55名</u>	登録者数 <u>54名</u>
3-5	家庭・地域教育推進事業	地域団体等による「保護者に対する学習機会及び情報の提供、その他家庭教育を支援するための事業」を通して、親意識の高揚を目指します。また、地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、地域学校協働活動推進員の委嘱を行い、その活動が円滑にできるよう研修会を実施します。	「家庭教育推進事業補助」事業数 <u>12回</u>	「家庭教育推進事業補助」事業数 <u>6回</u>	「家庭教育推進事業補助」事業数 <u>6回</u>	「家庭教育推進事業補助」事業数 <u>5回</u>	「家庭教育推進事業補助」事業数 <u>9回</u>
3-6	地域子育て支援拠点事業	子育て中の家族が気軽に集える場として、市内7ブロックに「つどいの広場（地域子育て支援拠点）」を設置します。また、定期的に「子育て支援委託団体連絡会」を開催し、交流・連携を深め、各広場の事業の推進・充実を図ります。	利用者数： <u>123,800人</u>	利用者数： <u>50,932人</u>	利用者数： <u>60,914人</u>	利用者数： <u>68,562人</u>	利用者数： <u>114,590人</u>

大津市子ども・若者支援計画 評価指標事業進捗管理表

基本目標 4 支援を必要とする子ども・若者へのきめ細やかな支援の充実

No.	事業名	事業概要	目標（令和6年度）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				達成度	達成度	達成度	達成度
4-1	障害児保育事業	各保育園等にて、子どもの集団の中で、障害のある子どもと発達上支援を必要とする子どもの発達を保障し、すべての子どもたちがともに育ち合う保育を実施することで、保育者と保育環境の向上を図り、大津全体の保育の質を高めます。	民間保育園・認定こども園における定員に対する受入率と、市立保育園の受入率を同率に近づける。	障害児認定者数と受入率 ・市立保育園112人／定員1,570人（定員に対する割合 <u>7.1%</u> ） ・民間保育園・認定こども園299人／定員（保）4,781人（認）2,071人（計）6,852人（定員に対する割合 <u>4.4%</u> ） ・合計 411人（定員に対する割合4.9%）	障害児認定者数と受入率 ・市立保育園118人／定員1,521人（定員に対する割合 <u>7.8%</u> ） ・民間保育園・認定こども園318人／定員（保）4,626人（認）2,467人（計）7,093人（定員に対する割合 <u>4.5%</u> ） ・合計 436人（定員に対する割合5.1%）	障害児認定者数と受入率 ・市立保育園128人／定員1,521人（定員に対する割合 <u>8.4%</u> ） ・民間保育園・認定こども園348人／定員（保）4,016人（認）3,197人（計）7,213人（定員に対する割合 <u>4.8%</u> ） ・合計 476人（定員に対する割合5.4%）	障害児認定者数と受入率 ・市立保育園125人／定員1,520人（定員に対する割合 <u>8.2%</u> ） ・民間保育園・認定こども園325人／定員（保）3,866人（認）3,177人（計）7,043人（定員に対する割合 <u>4.6%</u> ） ・合計 450人（定員に対する割合5.2%）
4-2	特別支援教育相談事業	ことばやコミュニケーションに課題のある幼児（主に4、5歳児）と音声言語に課題のある特別支援学級在籍の児童生徒に対する個別指導と保護者相談を通じて、早期からの子ども理解と保護者支援の一端を担います。また、特別な教育的支援を要する幼児、児童、生徒とその保護者を対象に就学相談を実施し、就学後の指導、支援の充実を図るため、巡回相談及び発達検査を行いながら学齢期の特別支援教育の推進に努めます。 主な事業：大津市ことばの教室の運営、就学相談の実施、特別支援教育巡回相談及び検査	●就学相談件数は今後も年間400件を超えると思われるが、質の維持と本人、保護者の負担軽減に努めつつ、全申請に応じる（書類審議数は <u>130ケース</u> 目標）。 ●巡回相談は市内55校すべてに巡回、または検査等で関わりを持ちながら、何度でも継続した相談助言に応じ、巡回及び検査は <u>350回</u> 、延べ人数 <u>1,300人</u> を目指す。 ●ことばの教室は指導枠に限りがあるが、実人数 <u>185人</u> 、指導回数 <u>1,750回</u> を目指す。	就学相談 書類審議数 <u>123 ケース</u> 巡回相談 <u>417 回</u> 延べ人数 <u>2,466 人</u> ことばの教室 実人数 <u>147 人</u> 指導回数 <u>1,474 回</u>	就学相談 書類審議数 <u>103ケース</u> 巡回相談 <u>455 回</u> 延べ人数 <u>4,184 人</u> ことばの教室 実人数 <u>155人</u> 指導回数 <u>1,635 回</u>	就学相談 書類審議数 <u>134ケース</u> 巡回相談 <u>614 回</u> 延べ人数 <u>4,487 人</u> ことばの教室 実人数 <u>142人</u> 指導回数 <u>2,048 回</u>	就学相談 書類審議数 <u>104ケース</u> 巡回相談 <u>519 回</u> 延べ人数 <u>3,471 人</u> ことばの教室 実人数 <u>158人</u> 指導回数 <u>2,287 回</u>
4-3	大津市子ども・若者総合相談窓口事業	ひきこもりやニート等、社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子ども・若者及びその家族を対象とした相談支援を行います。	目標相談延べ件数 <u>1,300件</u>	相談延べ件数 <u>1,875件</u>	相談延べ件数 <u>2,009件</u>	相談延べ件数 <u>1,984件</u>	相談延べ件数 <u>1,909件</u>
4-4	教育支援事業 （旧：不登校対策事業）	市内の小学校在籍する不登校（傾向）の状況にある児童について、在籍校や家庭を訪問して要因や背景等の見立てを行い、個に応じた支援方策を検討・実施することで、学校復帰のみを目標にするのではなく、主体的進路選択や社会的自立につながる支援を行います。	①巡回校数 延べ <u>95校</u> （全小中学校を2回訪問） ②ケース会議とコンサルテーション <u>30件</u> ③観察相談数 <u>800件</u> ④保護者面談数 <u>135人</u> ⑤児童面談数 <u>40人</u>	巡回校数 延べ <u>83校</u> ケース会議とコンサルテーション <u>1件</u> 観察相談数 <u>865件</u> 保護者面談数 <u>88人</u> 児童面談数 <u>23人</u> ※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、6月から実施	巡回校数 延べ <u>64校</u> ケース会議とコンサルテーション <u>1件</u> 観察相談数 <u>904件</u> 保護者面談数 <u>184人</u> 児童面談数 <u>24人</u>	巡回校数 延べ <u>77校</u> ケース会議とコンサルテーション <u>1件</u> 観察相談数 <u>1,259件</u> 保護者面談数 <u>84人</u> 児童面談数 <u>25人</u>	アウトリーチ（学校巡回訪問含む）延べ <u>122回</u> ケース会議とコンサルテーション <u>3件</u> 観察相談数 <u>1,364件</u> 保護者面談数 <u>101人</u> 児童面談数 <u>9人</u>
4-5	少年センターだより「葦風」発行等広報啓発事業 少年の現状と課題、課題解決に向けた方策提言等の啓発広報活動	少年の健全育成と非行防止のため、少年の現状と課題を明らかにし、課題解決に向けた方策を提言するとともに、少年センターや少年補導（委）員の機能や活動について、広く市民に周知します。	①少年センターだより「葦風」 <u>年3回</u> 発行 ②大津少年センターだより・堅田少年センターだより <u>月1回</u> 発行 ③「 <u>広報おおつ</u> 」の暮らしの伝言板に相談案内を掲載 ④相談カードの配布（高1生対象） ⑤万引き防止ポスター・リーフレットの配布（小中学生）	○年報「みちしるべ-補導- 56号」 <u>年1回</u> 発行 ①少年センターだより「葦風」 <u>年3回</u> 発行 ②大津少年センターだより、堅田少年センターだより <u>月1回</u> 発行 ③「 <u>広報おおつ</u> 」の暮らしの伝言板に相談案内を掲載 ④相談カードの配布（高1生対象） ⑤万引き防止ポスター・リーフレットの配布（小6と中2）	○年報「みちしるべ-補導- 57号」 <u>年1回</u> 発行 ①少年センターだより「葦風」 <u>年3回</u> 発行 ②大津少年センターだより、堅田少年センターだより <u>月1回</u> 発行 ③「 <u>広報おおつ</u> 」の暮らしの伝言板に相談案内を掲載 ④相談カードの配布（高1生対象） ⑤万引き防止ポスター・リーフレットの配布（小6と中2）	○年報「みちしるべ-補導- 58号」 <u>年1回</u> 発行 ①少年センターだより「葦風」 <u>年3回</u> 発行 ②大津少年センターだより、堅田少年センターだより <u>月1回</u> 発行 ③「 <u>広報おおつ</u> 」の暮らしの伝言板に相談案内を掲載 ④相談カードの配布（高1生対象） ⑤万引き防止ポスター・リーフレットの配布（小2、小6中2）	○年報「みちしるべ-補導- 59号」 <u>年1回</u> 発行 ①少年センターだより「葦風」 <u>年3回</u> 発行 ②大津少年センターだより、堅田少年センターだより <u>月1回</u> 発行 ③「 <u>広報おおつ</u> 」の暮らしの伝言板に相談案内を掲載 ④相談カードの配布（高1生対象） ⑤万引き防止ポスター・リーフレットの配布（小2、小6中2）

大津市子ども・若者支援計画
 評価指標事業進捗管理表

基本目標5
 貧困の状況にある子ども・若者たちへの支援の充実

No.	事業名	事業概要	目標（令和6年度）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				達成度	達成度	達成度	達成度
5-1	生活困窮家庭の子どもに対する学習支援	生活困窮世帯や生活保護受給世帯の子どもに対し、学習支援等を行います。 ・トワイライトステイ（夕方から夜の子どもたちの居場所づくり） ・寺子屋プロジェクト（長期休暇中等の学習支援・居場所づくり）	トワイライトステイ 6か所 寺子屋プロジェクト 36学区	トワイライトステイ 4か所 寺子屋プロジェクト 16学区	・トワイライトステイはNo.284「子どもの居場所づくり事業」（子ども家庭相談室所管）に統合 ・寺子屋プロジェクト 19学区	・寺子屋プロジェクト 23学区	・寺子屋プロジェクト 26学区
5-2	生活保護家庭の子どもに対する進学支援	生活保護受給世帯の子どもに対し、高校・大学等への進学の支援を行います。 ・進学準備給付金の支給（大学等へ進学する世帯に対しての経済的支援）	・生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 98.8% ・生活保護世帯の子どもの大学等進学率 44%	・生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 100% ・生活保護世帯の子どもの大学等進学率 40%	・生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 100% ・生活保護世帯の子どもの大学等進学率 28%	・生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 100% ・生活保護世帯の子どもの大学等進学率 43%	・生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 92% ・生活保護世帯の子どもの大学等進学率 31%
5-3	【再掲】生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、多様で複合的な問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供と助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援計画の作成、就労準備支援事業等、様々な支援を一体的かつ計画的に行います。	プラン作成件数 175件	プラン作成件数 242件	プラン作成件数 214件	プラン作成件数 219件	プラン作成件数 209件
5-4	母子父子家庭等自立支援事業	女性相談員2名、母子父子自立支援員2名を配置して、母子家庭等からの生活相談等を受け、母子家庭等の抱える問題の解決に指導助言し自立を支援します。また、経済的自立の支援のために給付金事業を実施しています。母子家庭の母等が就労に有利な資格を取得するため教育訓練を受講する場合に、その受講料の60%（下限上限あり）を支給する自立支援教育訓練給付金事業と、特定の資格取得を目指し、1年以上養成機関に通い修業する母子家庭の母等を対象に、課税状況に応じて生活費の一部を支給する高等職業訓練促進給付金事業があります。また、一時的に支援を必要とする場合に子育て、生活の支援を行う日常生活支援事業を実施します。	日常生活支援事業 ・登録者数 250人 ・利用者数 15人	日常生活支援事業 ・登録者数 164人 ・利用者数 2人	日常生活支援事業 ・登録者数 78人 ・利用者数 9人	日常生活支援事業 ・登録者数 91人 ・利用者数 9人	日常生活支援事業 ・登録者数 116人 ・利用者数 6人
5-5	母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭等の方が収入面や雇用条件面等でよりよい職業に就き、経済的に自立し、安定した生活が送れるよう、平成21年4月に母子家庭等就業・自立支援センターを設置しました。就労支援員がリワーク等の関係機関と連携を図りながら就労相談や就業支援講習会を行います。また、弁護士や司法書士による特別相談を行います。	相談者中の新規就労者数雇用条件向上の件数 50件 ひとり親家庭の親の就業率 89.0% ひとり親家庭の親の正職員の割合 39.0%	相談者中の新規就労者数雇用条件向上の件数 39件 ひとり親家庭の親の就業率 — % ※令和3年度に調査予定 ひとり親家庭の親の正職員の割合 — % ※令和3年度に調査予定	相談者中の新規就労者数雇用条件向上の件数 41件 ひとり親家庭の親の就業率 89% ひとり親家庭の親の正職員の割合 37.4%	相談者中の新規就労者数雇用条件向上の件数 43件 ひとり親家庭の親の就業率 — % ※令和5年度に調査予定 ひとり親家庭の親の正職員の割合 — % ※令和5年度に調査予定	相談者中の新規就労者数雇用条件向上の件数 30件 ひとり親家庭の親の就業率 89.5% ひとり親家庭の親の正職員の割合 37.2%
5-6	【再掲】児童扶養手当支給事業	児童扶養手当法に基づき、父母の離婚等により父親・母親と生計をともにしていない児童の父・母または父・母にかわってその児童を養育している方、あるいは父・母が身体等に重度の障害のある児童の父・母に対して手当を支給します。	対象となる方に確実に制度を利用しただけできるよう、周知徹底に努める。	受給者数 2,149人	受給者数 2,131人	受給者数 2,083人	受給者数 2,032人
5-7	養育費確保支援事業	養育費に関する弁護士相談や出張弁護士相談等の実施により、離婚する際の養育費の取り決め支援や養育費の支払いが履行されていない方に対する受け取り支援を行い、ひとり親世帯の生活の安定を図ります。	ひとり親家庭のうち、養育費の取り決めをしている家庭の割合 50.0% ひとり親家庭のうち、養育費を受け取っている家庭の割合 30.0%	養育費の取り決めをしている家庭の割合 — % ※令和3年度に調査予定 養育費を受け取っている家庭の割合 — % ※令和3年度に調査予定	養育費の取り決めをしている家庭の割合 42.1% 養育費を受け取っている家庭の割合 26.9%	養育費の取り決めをしている家庭の割合 — % 養育費を受け取っている家庭の割合 — %	養育費の取り決めをしている家庭の割合 57.2% 養育費を受け取っている家庭の割合 35.8%

大津市子ども・若者支援計画
 評価指標事業進捗管理表

基本目標6
 虐待から子ども・若者を守る環境づくり

No.	事業名	事業概要	目標（令和6年度）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				達成度	達成度	達成度	達成度
6-1	人権研修会	市民一人ひとりの人権に関する正しい知識と認識を深め、人権尊重社会の早期実現を目指すため、市民向け人権研修会を開催します。	人権研修会参加者数 <u>100人</u>	人権研修会参加者数 <u>41人</u>	人権研修会参加者数 <u>60人</u>	人権研修会参加者数 <u>70人</u>	人権研修会参加者数 <u>75人</u>
6-2	CAP（子どもへの暴力防止プログラム）	保育園や幼稚園、小学校等へ出向き、子ども・保護者・教職員等を対象にC A P（子どもへの暴力防止プログラム）の研修を行います。子どもを様々な暴力（虐待、いじめ、誘拐等）から守り、安心・安全に暮らすことができるよう、環境を整えるためのプログラムを実施します。	小学校、中学校、保育園、幼稚園で実施 <u>（20校園）</u>	<u>8校園</u> で実施	<u>11園</u> で実施	<u>12園、1小学校</u> で実施	<u>13園、1小学校</u> で実施
6-3	養育支援訪問事業 養育支援が必要な家庭への子育て支援サービス	家庭内での育児や困り事等に関する援助を行います。 ・産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助 ・未熟児や多胎児等に対する育児支援や栄養指導、養育者に対する身体的、精神的不調状態に対する相談・指導 ・若年の養育者に対する育児相談・指導 ・児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談支援等 また、要保護児童対策地域協議会にて関係機関と連携・協働し、子どもと家庭に適切な支援を行うとともに、児童の虐待の早期発見・早期対応及び未然防止を図ります。	各種訪問相談実施、サービス利用件数 <u>960件</u>	【子ども家庭相談室】 各種訪問相談実施、サービス利用件数 <u>878件</u> 【健康推進課】 各種訪問相談実施、サービス利用件数 <u>400件</u>	【子ども家庭相談室】 各種訪問相談実施、サービス利用件数 <u>915件</u> 【健康推進課】 各種訪問相談実施、サービス利用件数 <u>785件</u>	【子ども・子育て安心課】 各種訪問相談実施、サービス利用件数 <u>676件</u> 【健康推進課】 各種訪問相談実施、サービス利用件数 <u>789件</u>	【子ども・子育て安心課】 各種訪問相談実施、サービス利用件数 <u>752件</u> 【母子保健課】 各種訪問相談実施、サービス利用件数 <u>797件</u>
6-4	【再掲】要保護児童対策地域協議会の機能強化	要保護児童対策地域協議会にて、児童虐待をはじめとする要保護児童、要支援児童並びに特定妊婦に対して、以下の会議を通じて、関係機関との連携、情報共有を図ります。 ・代表者会議 子どもに関わる多くの関係機関の代表者で構成し、当市の要保護児童等の支援に関する課題を検討します。（年2回） ・実務者会議 児童相談所、警察、市の各部署で構成し、虐待を含むすべての要保護児童等に関するケースの情報共有や支援の進捗管理、援助方針の見直しと終結の確定等を行います。（毎月1回） ・個別ケース検討会議 子どもや家庭に直接的に関わりのある機関の担当者で構成し、個別のケースに対する問題点の把握、具体的な支援の内容や役割分担を行います。（随時） ◎困難なケースに関しては、滋賀県のスーパーバイザー派遣制度等の積極的な活用により、適切な支援につなげます。	代表者会議： <u>2回</u> 実務者会議： <u>12回</u> （毎月1回開催） 個別ケース検討会議： <u>420回</u>	代表者会議： <u>1回</u> 実務者会議： <u>12回</u> 個別ケース検討会議： <u>265回</u>	代表者会議： <u>1回</u> 実務者会議： <u>12回</u> 個別ケース検討会議： <u>229回</u>	代表者会議： <u>2回</u> 実務者会議： <u>12回</u> 個別ケース検討会議： <u>252回</u>	代表者会議： <u>2回</u> 実務者会議： <u>12回</u> 個別ケース検討会議： <u>199回</u>
6-5	【再掲】子育て短期支援事業	保護者の疾病等により、一時的に児童を養育することが困難な家庭に対して、短期的に子どもを預かります。	延べ利用日数 <u>100日</u>	延べ利用日数 <u>224日</u>	延べ利用日数 <u>340日</u>	延べ利用日数 <u>459日</u>	延べ利用日数 <u>599日</u>